

社会福祉法人共成舎 役員報酬規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人共成舎役員（理事、監事、評議員をいい、以下「役員」という。）の報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員報酬（以下「報酬」という。）の額は、理事長（常勤）は月額50万円とする。また、その他の役員へは報酬は支払わないものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 役員に対する報酬の支給は、毎月末日に本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振込とし、ただしその日が金融機関の休日にあたるときはその前日に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

2. 費用弁償の額は、役員費用弁償規程による。

附 則

平成12年 4月 1日 施行

平成15年 4月 1日 改正

平成19年 4月 1日 改正

平成28年 4月 1日 改正

平成29年 6月14日 改正

平成15年 4月 1日 施行

平成19年 4月 1日 施行

平成28年 4月 1日 施行

平成29年 6月14日 施行